**安芸太田町地域通貨「morica」利用規約**

令和４年10月25日

（本規約の目的）

第１条　本規約は、地域通貨決済システムの運用業務に関する協定書（令和４年10月１日締結）に基づき、安芸太田町ハートフル協同組合（以下「発行者」という。）が発行する地域通貨moricaの利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

　（用語の定義）

第２条　本規約において、次の用語はそれぞれ次に定める意味を有するものとします。

(1)　「morica」とは、発行者が発行する地域通貨で、前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に基づいた仕組み）の方法による金銭的価値を証するもので、利用者が本規約及び発行者が別途定める規約等の条件に従い、加盟店においてmorica使用取引の決済に使用できるものをいいます。

(2)　「moricaカード」とは、moricaの発行及び利用のために安芸太田町（以下「町」という。）が利用者に交付する二次元バーコードが記載されたカードをいいます。

(3)　「moricaアプリ」とは、moricaの発行及び利用のために町が利用者に交付するアプリケーションソフトウェアをいいます。

(4)　「利用者」とは、本規約に同意して、moricaの発行を受けた個人をいいます。

(5)　「加盟店」とは、安芸太田町地域通貨morica加盟店規約（令和４年10月25日制定。以下「加盟店規約」という。）に同意し発行者に加盟を申込み、審査のうえ発行者が加盟を承認した法人又は個人で、利用者とmorica使用取引を行い、その結果として発行者に対してmorica使用取引による売上金額相当の売掛債権を取得するものをいいます。

(6)　「morica使用取引」とは、利用者が加盟店において、moricaと引き換えに、商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。

(7)　「チャージ」とは、発行者が定める方法でmoricaカード及びmoricaアプリ（以下「moricaカード等」という。）にmoricaを加算することをいいます。

（加盟店でのmoricaの利用）

第３条　利用者は、morica使用取引の決済にmoricaを利用することができます。ただし、商品券その他の金券類、morica以外の電子マネー、その他加盟店が別途定める一部商品については、利用できません。

２　利用者は、morica使用取引の決済にmoricaを利用した場合は、moricaの残高（以下「morica残高」という。）からmorica使用取引の決済額を差し引くことにより、金銭にて支払う場合と同様の効果が生じるものとします。

３　利用者は、加盟店においてmorica使用取引を行う場合、発行者の定める方法により、現金その他の支払方法とmoricaによる支払方法を併用することができるものとします。

４　利用者は、moricaを利用した場合は、加盟店が発行するレシートに印字され、又はmoricaアプリに表示されるmorica残高に、誤りがないかを確認するものとします。万が一、誤りがある場合には、その場で加盟店に申し出るものとします。

５　利用者は、morica使用取引を行った場合で、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生したときは、利用者と加盟店の間で解決するものとします。

６　moricaカード等の利用に要する、利用者の携帯電話の通信料及び接続料等は利用者が負担するものとします。

（moricaが利用できない場合）

第４条　利用者は、次のいずれかの場合においては、その期間において、moricaの発行を受けること、morica使用取引を行うこと、又はmorica残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1)　町又は発行者の責によらないmoricaを提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合

(2)　加盟店の責によらないmoricaカードの破損、加盟店の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合

(3)　保守管理等のためにmoricaを提供するシステムの全部又は一部を休止する場合

(4)　その他やむを得ない事情による場合

２　前項各号の場合において、moricaを利用することができないことにより利用者に生じた不利益又は損害については、町、発行者及び加盟店は一切の責任を負わないものとします。

　（払戻しの禁止）

第５条　利用者は、発行されたmoricaについて、原則、払戻しを受けることはできません。ただし、利用者のやむを得ない事情により、moricaの利用が著しく困難となったと発行者が判断する場合は、例外的に払戻しを受けることができます。

２　前項ただし書きに該当する場合の払戻し手続きについては、発行者が対応します。

　（moricaの有効期限）

第６条　moricaの有効期限は、利用者が加盟店でmoricaを最後に利用(支払い又はチャージ)した日から起算して４年を経過した日とします。

２　前項の規定にかかわらず、町の事業に合わせて発行されるmoricaの有効期限は、発行する都度、町と発行者が協議の上、定めるものとします。

３　残高の有無に関わらず、有効期限を過ぎた場合は、morica残高はゼロとなります。

　（moricaの利用停止）

第７条　発行者は、利用者が次のいずれかに該当した場合は、当該利用者に対して事前通知又は催告をすることなく、moricaの利用を停止することがあります。

(1)　利用者が本規約に違反したとき

(2)　利用者がmoricaの利用者として不相当と発行者が判断したとき

（反社会的勢力の排除）

第８条　利用者は、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを発行者及び加盟店に対して確約し、表明するものとします。

(1)　暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業の従業員並びにその関係者、総会屋等及びその共生者

(2)　その他前号に準ずる者

２　発行者及び加盟店は、利用者が前項に定める事項に違反した場合若しくは違反しているおそれがあると判断した場合は、利用者に何ら催告をせず直ちにmoricaの利用を停止することができるものとし、当該morica残高は失効するものとします。併せて、発行者及び加盟店は、これにより被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に対し請求できるものとします。

　（moricaの終了）

第９条　発行者及び加盟店は、社会情勢の変化、法令の改廃その他発行者又は加盟店の都合により、事前に告知のうえ、moricaの発行又は利用を終了する場合があります。

　（moricaカードの紛失又は汚損、破損時の再発行等）

第10条　moricaカードを紛失し、又は汚損、破損（以下「紛失等」という。）し、moricaが利用できない場合は、安芸太田町地域通貨事業実施要綱第11条に基づき、安芸太田町ペアカード「morica」再発行申請書（安芸太田町ペアカード事業実施要綱（様式第１号））を町長に提出し、同要綱に定められた再発行手数料を町に支払うことで、moricaカードを再発行します。その際、紛失等をしたmoricaカードのカード番号が把握でき、かつ利用者と再発行希望者の本人確認ができた場合には、morica残高を再発行後のmoricaカードに引き継ぎます。

２　町、発行者及び加盟店は、紛失等により生じた利用者への損害について、一切の責任を負わないものとします。また、moricaカードを第三者が利用した場合も同様とします。

３　町、発行者及び加盟店は、紛失等によりmorica残高が有効期限を過ぎたとしても、一切の責任を負わないものとします。

　（moricaカード等の安全管理及び不正利用等への対応）

第11条　利用者は、moricaカード等を注意をもって管理し、moricaカード等に関する情報の秘密を守るために、合理的に可能なすべての措置を常に講じるものとします。

２　利用者は、moricaカード等を紛失し、又は盗難に遭った場合、不正使用の可能性がある場合又はmoricaカード等に関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合は、直ちに町まで届け出るものとします。

３　町及び発行者は、moricaカード等の盗難、紛失、第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合は、moricaカード等の利用を停止することがあります。

４　町及び発行者は、利用者に対し、moricaカード等の紛失、盗難又は不正使用について書面による詳細の報告を求めることがあり、この場合には、利用者は当該求めに協力するものとします。

５　利用者が、moricaカード等の紛失、盗難等により第三者にmoricaカード等が使用された場合においても、町及び発行者は一切の責任を負わないものとします。

　（業務委託）

第12条　発行者は、本規約に基づき発生する自己の業務について、その一部を第三者に委託することができるものとします。

　（損害賠償）

第13条　発行者の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合において、発行者の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において利用者が保有するmoricaの利用可能残高に限られるものとし、間接損害、特別損害及び逸失利益については、予見可能性の有無を問わず、発行者は損害賠償責任を負わないものとします。ただし、発行者に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

２　利用者は、本規約に違反したことにより、町、発行者、加盟店、他の利用者又はそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとします。

　（個人情報の取扱い）

第14条　町は安芸太田町個人情報保護条例（平成16年10月１日条例第９号）及び安芸太田町ペアカード事業実施要綱（令和４年10月25日制定）に基づき、個人のプライバシー、名誉、その他第三者の権利を侵害することのないよう、moricaカード利用者に関する情報を取扱います。

２　moricaカード利用者の個人情報の利用に関する目的（以下「個人情報利用の目的」という）は、町が安芸太田町の住民福祉サービスの向上及び行政事務の効率化のために利用するものであり、利用者の承諾なく、情報の収集、目的外の利用及び第三者への提供を行うことはありません。

３　moricaカード利用者は、町の住民基本台帳に登録された住民を対象とし、利用者情報及び個人を特定できる情報（氏名、住所、性別、生年月日、国籍、当該カード利用日時、金額及び残高、定額タクシーにおける公共交通利用情報）（以下「個人情報」という。）については、個人情報利用の目的の範囲内において、利用できるものとします。ただし町は、当該個人情報及び利用者情報の収集及び利用について、事前に利用者の承諾を得るものとします。

４　町は、前項において、利用者がmoricaカードの署名欄に署名し、利用することで、事前に利用者の承諾を得たものとして扱い、利用者はこれを認めます。

５　町は、本事業を終了した後も、終了原因の如何を問わず、個人を特定できない範囲において、町の業務のために利用者情報等を利用することができるものとします。

　（規約の変更）

第15条　町及び発行者は、本規約を変更することができるものとします。

２　本規約を変更する場合、発行者はあらかじめ利用者に対して、発行者の定める方法により変更内容を告知するものとします。当該告知から７日が経過した後に、利用者がmoricaを利用したときは、町及び発行者は利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

（利用者保護を図るための情報提供）

第16条　資金決済法14条1項は、利用者保護のため、発行者に基準日未使用残高（毎年3月31日・9月30日時点における未使用残高で、資金決済法3条2項に定めるところにより算出したもの）が1,000万円以上の場合、2分の1以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することを義務づけています。

２　事業の破綻等により本サービスを利用できなくなった場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

３　発行者は、基準日未使用残高が1,000万円を超過した場合、資金決済法14条1項に基づく発行保証金について、広島銀行加計支店との間で発行保証金保全契約を締結する方法によって保全することとします。

４　発行者は、無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針として、紛失、盗難等を申し出てから利用停止措置が完了する前に第三者により利用された場合、またはその他何らかの損害が生じた場合でも、当組合及び発行元・管理会社は一切の責任は負わないものとします。

　（準拠法及び裁判管轄）

第17条　本規約に関する準拠法は、すべて日本国法とします。

２　発行者と利用者の間で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じ、被告の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所又は地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

　　　附　則

　本規約は、令和４年10月25日から施行する。